

第 9 7 号議案

中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野神明学童クラブ及び若宮学童クラブを廃止し、みなみの学童クラブ及び美鳩学童クラブを新設するとともに、新井学童クラブの位置を改める必要がある。

## 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

中野区立学童クラブ条例（平成12年中野区条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中野区立中野神明学童クラブの項中「中野区立中野神明学童クラブ」を「中野区立みなみの学童クラブ」に改め、同表中野区立新井学童クラブの項中「東京都中野区新井四丁目19番1号（分室 東京都中野区新井五丁目4番17号）」を「東京都中野区新井五丁目4番17号」に改め、同表中野区立若宮学童クラブの項中「中野区立若宮学童クラブ」を「中野区立美鳩学童クラブ」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。